

教育子ども委員会 請 願 一 覧

令和元年11月18日 (月)

○子ども青少年局関係
(新規分)

令和元年請願第11号

子どもたちが健やかに育つために名古屋市の保育・子育てを豊かにすることを求める件

1.6 不採用

○教育委員会関係
(新規分)

令和元年請願第10号

名古屋市の全ての小・中・高等学校の学校図書館に、一校専任で、専門性を有する学校司書の配置を早急に進め、さらに、正規職員化することを求める件

2-3-4-5-7 保留

保留

令和元年請願第11号

子どもたちが健やかに育つために名古屋市の保育・子育てを豊かにすることを求める件

請願者 北区上飯田南町5丁目36番地 シティオ平安通101号
倉垣三奈

要 旨

名古屋市の待機児童数はゼロとされているが、「兄弟ばらばらの入所になってしまい登園が困難」、「保育利用決定通知書で決まった保育施設が我が子を預けようとは思えない環境だった」などの理由から、入所に至らない子どもが2019年4月1日現在で929人もいる。保護者が求めているのは、0歳から5歳までの子どもを安心して預けられる認可保育所である。公立保育所を減らすことなく認可保育所の増設を進め、公立保育所の社会福祉法人への移管を凍結し、見直すことを求める。

休日保育事業については、「休日保育があり助かる」という声がある一方、「休日保育を申し込もうとしたら、既に定員いっぱいキャンセル待ちになってしまう」という声がある。病院や福祉現場、飲食店や美容院等のサービス業で働く子育て世帯は多く、子育て中の世帯にとって休日保育事業は欠かせないと言える。しかし、休日保育事業実施施設は限られており、ニーズに答えきれていない状況である。現在実施している施設での受入定員を増やすだけでなく、実施施設を増やしてほしい。

病児・病後児デイケア事業については、「安心して預け、仕事を続けることができ助かっている」という声がある一方、「利用料金が高く利用しづらいので、負担を軽減してほしい」、「病気の子どもを遠くまで連れて行くのは大変。近くに開設してほしい」という切実な声があり、市内で実施されていない区及び支所管内での実施施設の開設を求める声が強まっている。

一時保育事業については、非定型保育、緊急保育、リフレッシュ保育のどれもがニーズが高い。しかし、「妊娠し、安静が必要なときに申し込んだが、定員が埋まっていて利用できず困った」、「メンタルの病気になり子育てが辛いときに、一時保育に預けられるとよかったができなかった」などの声があり、急に子育てが困難になったときに利用しにくいのが現状である。また、公立保育所リフレッシュ預かり保育事業について、「子育てがしんどいときに安心して預けることができ、肩の荷が下りた気がした」という声とともに、「利用したくても定員が埋まっていて利用できない」という声が多数上がっているのが実態である。一時保育事業を必要なときに利用できるように拡充することは必須である。

エリア支援保育所では、地域の子育て家庭への支援と保育の質の向上に取り組んでいる。一時保育事業を区のエリア支援保育所で実施し、一時保育事業を利用しやすくしてほしい。子育てのことならエリア支援保育所に、と思えるよう、子育て世帯の実態に見合った対応を求める。

保育園児が散歩中、事故に巻き込まれるという悲惨な出来事があった。子どもの安全を確保する対策が急務である。北区の保育所を利用している父母からは、「保育所の送迎時に保育所の駐車場がなくて困る」という声が上がっている。雨天時や兄弟のいる家庭の場合は、車で送迎することもある。路上駐車は、禁止されていたり、近所迷惑にもなったりし、何より危険である。保育所に送迎用の駐車場を用意し、地域と子どもたちの安全を守ってほしい。

については、名古屋市が公的責任において、速やかに次の事項を実現することをお願いする。

- 1 公立保育所の社会福祉法人への移管に係る計画を凍結し、見直しをすること。
- 2 休日保育事業のニーズに見合うよう、実施施設の数を増やすこと。
- 3 病児・病後児デイケア事業の利用料を下げ、さらに第2子以降は減免すること。
- 4 病児・病後児デイケア事業を未実施の区及び支所管内の地域に病児・病後児デイケア事業実施施設を開設すること。
- 5 一時保育事業を必要なときに利用できるように、事業を拡充すること。
- 6 エリア支援保育所が行う地域の子育て家庭への支援の一部に一時保育事業を位置付け、人的体制の整備と予算措置を行うこと。
- 7 保育所の送迎用に駐車場を確保し、地域と子どもたちの安全を守ること。

令和元年請願第10号

名古屋市の全ての小・中・高等学校の学校図書館に、一校専任で、専門性を有する学校司書の配置を早急に進め、さらに、正規職員化することを求める件

請願者 名東区富が丘177番地
名古屋市の図書館を考える市民の会
会長 酒 井 信

要 旨

学校図書館を十分活用するためには、常時開館され、学校司書が日常的に図書館サービスを行っていることが必要である。また、学校司書の一校専任・フルタイムでの配置が不可欠である。国が2020年を学校図書館年にしようと考えているときに、学校図書館の大変貧しい状況を変えていってほしいと思う。

2020年度から始まる小学校の新学習指導要領では、第1章第3の1(7)において、学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の様々な公共施設の積極的な活用を図ることを促している。これは中学校・高等学校の新学習指導要領においても同様である。

また、文部科学省のこれからの図書館の在り方検討協力者会議の報告書では、公共図書館においても「これからの図書館サービスに求められる新たな視点」として「レファレンスサービスの充実と利用促進」や「課題解決支援機能の充実」が挙げられている。

このように、学校図書館にも、公共図書館にも、単に図書の貸出しに終わらず、個人が主体的に課題解決をしていくための支援を展開し、様々なシーンで子どもたち、教員、住民に役立つ図書館になることが求められている。こうした取組みが進んでいる各地の例を見ると非常に大きな成果をもたらしている。自治体として、早急に投資するべきではないか。こうした図書館サービスの視点は、学校図書館が、学校図書館法第1条に定める「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」として機能するためには必要不可欠な視点である。そのためには、小・中・高等学校の学校図書館に最低一人は学校司書を配置するべきである。

現在の名古屋市の学校司書増員のペースでは、全校配置に10年以上かかってしまう。子どもたちの成長を考えると遅すぎる。

名古屋市の学校司書の待遇は、横浜市や神戸市と比べ、時間給が低く、また、勤務時間は年間700時間以内、週20時間以内と少なくなっている。これは、現在の応募者が少ないことの大きな要因ではないか。年間約70万円の給与では、学校司書として研さんを積み、将来にわたって働くことを目指す優秀な人材を得ることは困難である。

学校司書が、学校教育の動きや課題を学校職員の一員として共有し、学校図書館法第6条に定める「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として、目標を持って図書館運営に取り組めるように、勤務時間数を拡大し、時間給を上げ、正規職員への道を保証する必要があるのではないか。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市の全ての小・中・高等学校の学校図書館に、一校専任で、専門性を有する学校司書の配置を早急に進め、さらに、正規職員化すること。

